

障害者活躍推進計画の実施状況について

(1) 基本的事項

- ①評価年度 令和5年度
- ②機関名 西宮市監査事務局
- ③任命権者 西宮市代表監査委員

(2) 推進体制の整備

- ①障害者雇用の推進に関する実務責任者として、「障害者雇用推進者」に監査事務局長を選任しています。
- ②今後、「障害者職業生活相談員」の選任義務が生じた場合は、速やかに選任します。

(3) 障害者雇用率の達成状況（参考：西宮市における達成状況）

〔令和5年6月1日時点の雇用率〕

| 任命権者 | 法定雇用率 | 実雇用率 |
|---------|-------|-------|
| 市長部局（※） | 2.6% | 2.70% |
| 教育委員会 | 2.5% | 2.68% |
| 上下水道局 | 2.6% | 2.65% |

※市立中央病院は、市長部局との特例認定を受けているため、市長部局に含む。

(4) 障害者雇用の推進に関する理解の促進

障害のある職員の配属については、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図ります。

(5) 障害のある職員の配属、職場環境の整備

障害のある職員の配属については、担当職員が当該職員と面談を実施し、職場において支障となる事情の有無等を確認し、過重な負担とならない職務の選定及び創出について検討するとともに、職場環境の整備を図ります。

また、必要に応じて職業生活相談員や健康管理室・産業医との面談を実施し、心身の状態の把握に努めます。